

## 千葉県立成田国際高等学校「いじめ防止基本方針」（全日制）

## はじめに

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）が定義する「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット・SNS等を通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

本校は、生徒の尊厳を保持する目的の下、いじめの防止等のため全職員共通理解の下、取り組む。その際、法を遵守し、いじめ問題への対応にあたり、正確に丁寧な説明を行い、隠蔽や虚偽の説明を行わない。

本基本方針は、法第13条の規定に基づき、教職員・生徒・保護者その他関係者の連携の下、いじめ問題の克服に向けて取り組むために策定するものである。

## 1 学校いじめ対策組織

## (1) 名称

法第22条に基づき、本校にいじめの防止等の対策のための組織を置き、名称を「いじめ防止対策委員会」とする。

## (2) 役割

- ①学校基本方針の策定や見直しに関する検討
- ②学校基本方針に基づく年間計画の作成・実行・検証・修正
- ③いじめの通報・相談の窓口
- ④いじめの疑いに係る情報があった場合の緊急会議による対応方法の協議
- ⑤関係機関との連絡調整
- ⑥いじめに関する職員研修の計画・実施

## (3) 構成員

校長・教頭・生徒指導主事・生徒指導部担当教員・管理保健部長・教務主任  
 ・SCF委員長・各学年主任・教育相談担当教諭・養護教諭  
 ・（スクールカウンセラー）

ただし、いじめの疑いに係る情報があった時の緊急会議には、必要に応じ、担任、関係学年職員、部活動顧問、情報提供教諭等を加える。

また、学校基本方針の策定や、見直しについては、保護者の代表、生徒会の代表の意見も聴取する。

## (4) 令和3年度 職員会議予定数 14回

- 5月13日（木） 第3回職員会議で基本方針について検討、確認  
 5月24日（月） 第1回いじめ防止対策委員会で連絡体制の確認、現状の把握  
 1月31日（月） 第2回いじめ防止対策委員会で現状の把握

## 2 いじめの未然防止

- (1) 年度当初にいじめ防止対策推進法（概要）と本基本方針（概要）について集会（保護者会を含む）やホームルーム活動を通じて生徒・保護者に周知し、暴力や暴言を排除しいじめのない学校づくりに全職員・生徒・保護者で取り組むことを確認する。
- (2) 教職員は体罰や生徒を傷つける発言、差別的発言がいじめを助長することを理解し、教育公務員としての高い使命感・倫理観を持って職務にあたる。また、生徒一人一人に「自己存在感」を持たせる場面や「自己決定」の場面を与える取組が自己有用感を高め、いじめを含めた問題行動の未然防止につながることから、生徒指導の機能を重視した「わかる授業」の展開を心がける。
- (3) 道徳教育の全体計画に基づき、生徒が自他の生命を尊重し、自らの人生（『いのち』）をよりよく生きていけるよう指導する。
- (4) 授業及び部活動においては過度の競争意識や勝利至上主義等生徒のストレスを常に高くするような指導を行わないものとする。
- (5) 生徒会の歳末助け合い募金への参加等生徒の自発的な活動・ボランティア活動・成田山での通訳ボランティアを支援することによって、豊かな人間関係を築き、社会に貢献する態度を養う。

## 3 いじめの早期発見

- (1) 定期的なアンケート調査の実施  
7・12・3月に「いじめ等アンケート」を実施し、学校生活やインターネットを通してのいじめと思われる内容の有無を確認する。
- (2) 生徒面談期間と保護者面談期間の設定
  - ① 5月に生徒面談週間を設定し、担任が学級生徒全員と面談を実施する。その中で学校生活で困っていることや悩みについて確認する。
  - ② 7月に保護者面談週間を設定し、担任が保護者と面談し、生徒の家庭での様子について確認するとともに、下記のようないじめがあった場合の子供の変化の特徴を示し、心配な点があったら速やかに学校に相談してくれるよう説明する。

（子供の変化の特徴の例）

- ・学校の話をしようとすると、機嫌が悪くなる。
- ・登校時間になると体調不良を訴え登校を渋る。
- ・家のお金を持ち出したり、買い与えた物がなくなる。
- ・部屋に閉じこもるようになった。
- ・無理に明るく振舞おうとする。
- ・教科書やノートを見せたがらない。
- ・友達の話が出てこない。
- ・すぐに謝るようになった。
- ・服や靴が汚れていたり、親に隠れて洗うことがある。
- ・親に内緒で、学校を休む。（学校に行ったフリをする）
- ・個人面談で何を話したのかを、しつこく聞いてくる。
- ・携帯電話・スマートフォンに友達からの呼び出しメールが頻繁に来る。

### (3) 総合学習を利用した取組

昼休み等授業時間以外の生徒観察を心がける。また、生徒とコミュニケーションを取り、生徒が相談しやすい雰囲気をつくる。

授業担当者からの情報に、耳を傾ける。

## 4 いじめの相談・通報

(1) 学校での教育相談職員、相談箱の設置について生徒に周知する。

(2) 学校外のいじめの相談・通報窓口を生徒・保護者に周知する。

学 校	千葉県立成田国際高等学校	0476-27-2610
外部機関	千葉県子どもと親のサポートセンター	0120-415-446 saposoudan@chiba-c.ed.jp (24時間受付)
	ライトハウス千葉「千葉県子ども・若者総合相談センター」	043-301-2550 lighthouse@abeam.ocn.ne.jp (火曜日～日曜日 10:00~17:00) ※月曜日が祝日の場合は相談受付あり、その場合翌火曜日は相談受付休みとなる。
	24時間いじめ相談ダイヤル(文部科学省)	0570-0-78310 (24時間受付)
	子どもの人権110番(法務省)	0120-007-110 (月～金 8:30~17:15)
	千葉県警察少年センター(ヤング・テレホン)	0120-783-497
	千葉県中央児童相談所	043-253-4101
	千葉いのちの電話	043-227-3900
	チャイルドライン千葉	0120-99-7777
一般財団法人日本いのちの電話連盟	0570-783-556(10:00~22:00)	

(3) 全校集会、学年集会、各学級等で生徒がいじめられていることを「恥ずかしい」

「みじめ」であるとは考えないように、また相談、通報は適切な行為であり、いわゆる「チクリ」は卑怯な行為ではないことを「いじめゼロ宣言」等を活用し指導する。さらに、はやし立てたり見て見ぬふりをする行為はいじめを肯定することになってしまうことを理解させる。

## 5 いじめを認知した場合の対応

(1) いじめまたはいじめの疑いに係る情報を認知した職員は、直ちにいじめ問題対策委員会に報告する。

(2) 報告を受けたいじめ問題対策委員会は緊急会議を開き、具体的な対応策について協議する。

(3) 担任・部活動顧問等関係職員は、いじめ被害生徒と保護者に対し徹底して守り抜くことを伝える。また、いじめ問題対策委員会によって協議した今後の対応について説

明し、不安な点を聴取し委員会による対応策を示す。

- (4) いじめ加害者や周辺の生徒への聞き取り調査に関しては、いじめ問題対策委員会により具体的な方法を協議した上で実施する。

なお、聞き取り調査の際には、聴取の体制、記録とその保存（手書き、ワープロでまとめたもの両方）、聴取時間や聴取場所の環境、休憩や食事時間、言葉遣いや態度等について十分留意する。

- (5) いじめ加害者が被害者や通報者に圧力（物理的、精神的）をかけることを防止するため、いじめ加害者を指導するとともに、関係職員、保護者が十分な連携を取り、学校内外での行動について細心の注意を払う。②⑥
- (6) いじめ問題対策委員会により警察や関係機関と連携の必要があると判断したときには、速やかに連携を取る。

## 6 情報提供

- (1) いじめの調査結果については、被害生徒、保護者へ提供する。
- (2) 提供した情報内容についての記録を残し、口頭で情報提供する場合には複数の職員で対応する。

## 7 指導

- (1) いじめ加害生徒へは、二度といじめを行うことがないように当該生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした指導をするとともに、加害生徒の保護者への助言を行う。

また、被害生徒が非常に恐れていることを考慮し、被害生徒への接し方や言葉遣い等について、継続的に指導する。

- (2) いじめ被害生徒が安心して通学することができるよう、関係職員は保護者と連携し注意深く見守る。また、教育相談担当職員を活用し被害生徒の心のケアに努める。
- (3) 生徒・保護者に対しいじめがあった場合には、いじめ加害生徒や「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする生徒、状況によっては周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」に対し、学校として特別指導を行うことを周知する。

## 8 重大事態への対処

- (1) 法第28条第1項により、以下のような事態が発生した際には、重大事態として対処する。

①いじめにより、生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。（生徒が自殺を企図した場合等）

②いじめにより、生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。（年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手）

- (2) 重大事態が発生した場合の連絡体制

発見者→担任→学年主任→生徒指導主事→教頭→校長→学校安全保健課

※緊急時にはこの順序によらず臨機応変に対応する。（TEL 043-223-4090）

- (3) 重大事態が発生した場合の初動

①いじめ問題対策委員会を招集する。

- ②県教育委員会へ報告し、対処方法の指導・助言を受け連携して対処にあたる。
- ③いじめ問題対策委員会により、事実関係を明確にするための調査を実施する。調査に関しては、いじめ行為の事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐのではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ④いじめの態様が、暴行、傷害、強要、強制わいせつ、恐喝、窃盗、器物損壊、脅迫、名誉毀損・侮辱、児童ポルノ提供等犯罪行為として取り扱われるべきと認められるときは、被害生徒を徹底して守り通すという観点から、ためらうことなく早期に警察に相談し、警察と連携した対応を取る。

#### (4) 情報の適切な提供

- ①いじめを受けた生徒及びその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について、関係者の個人情報に配慮した上で、情報を適時・適切な方法で提供する。
- ②アンケート調査を実施する場合には、いじめを受けた生徒及びその保護者に提供する場合があることを念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する。
- ③調査結果を県教育委員会へ報告する。なお、いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添えて提出する。

### 9 公表、点検、評価

- (1) 本基本方針は、ホームページにより公表する。
- (2) 年度毎に学校生活アンケート等を活用し、いじめに関する分析を行い、この結果に基づいた対応をとる。
- (3) 年度毎にいじめ問題への取組を学校評価アンケートにより保護者、生徒、職員で評価する。
- (4) 必要に応じて本基本方針をいじめ問題対策委員会により見直し、改定する。